

第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内		
	第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です。第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。	一生運のパートナー 第一生命 第一生命について 第一生命は、明治35年（1902年）に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現をめざしてきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生運のパートナーであることを追求しています。

 ご注意ください

ご注意ください

ご注意ください

この商品はクーリング・オフ制度の対象です	お申込者またはご契約者は、 ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。） であれば、 第一フロンティア生命あての書面（消印有効） での郵便によるお申出により、 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除 をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。（募集代理店では受け付けできません。）
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始 されます。
一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について	責任が開始される日（一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
契約日について	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）】までご連絡ください。

その他ご注意ください事項について

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。（保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。）詳細については、生命保険契約者保護機構【TEL 03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>】までお問い合わせください。
- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]	[引受保険会社]
	 第一フロンティア生命保険株式会社 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエア X棟15階 電話 (03) 6863-6211（大代表） 第一フロンティア生命 第一生命グループ ハッピーになろう タイフロンティア お客様サービスセンター ☎ 0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00 ©第一フロンティア生命ホームページ http://www.d-frontier-life.co.jp/ '09年10月版

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険（生命保険）です。

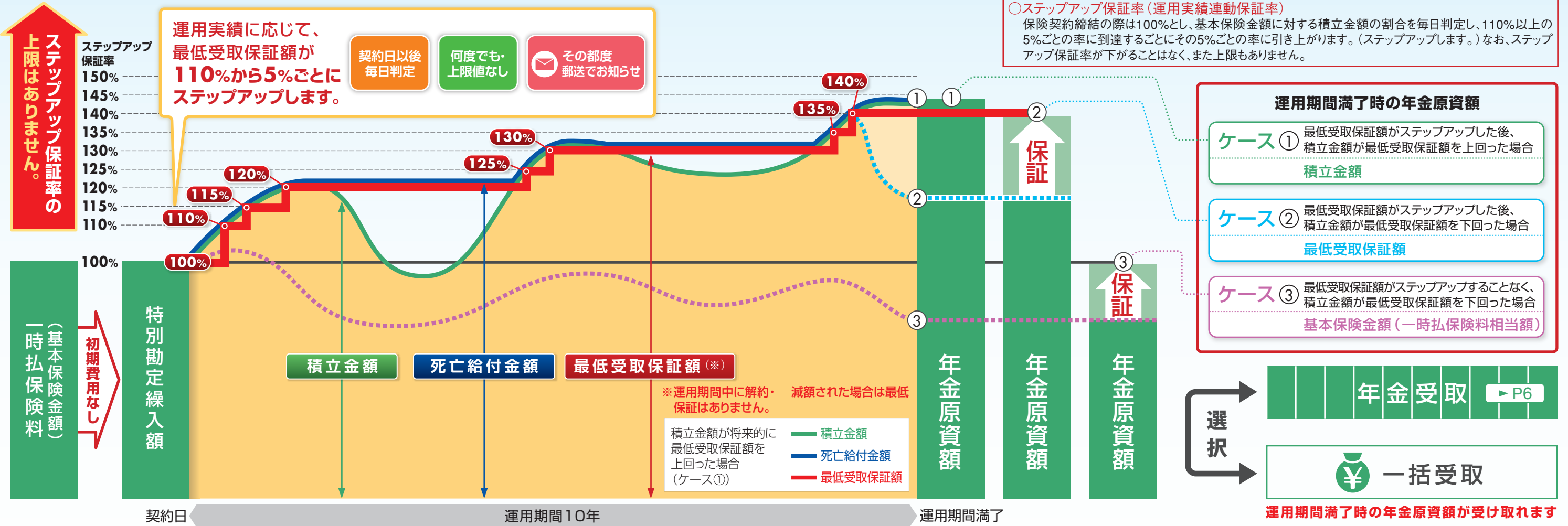
商品パンフレット

最低受取保証額がステップアップする変額年金保険

年金原資運用実績連動保証型
変額個人年金保険(09)

「安心一直線 新時代」のしくみと特徴

運用期間10年の場合。運用期間が10年を超える場合はP5をご覧ください。



「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

特徴1

初期費用の負担はありません。
国内外の株式・債券に分散投資します。

初期費用の負担なく、一時払保険料の全額を運用できます。特別勘定は、国内外の株式・債券に投資することで幅広い収益機会をとらえつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長をめざします。

特徴2

年金原資額と死亡給付金額には100%の最低保証があります。

年金原資額 **死亡給付金額**
基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

特徴3

最低保証がステップアップし、一度上がった下がりにません。

最低受取保証額
基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。しかもステップアップ保証率は契約日以後から毎日判定します。

特徴4

ステップアップの回数には上限がありません。

ステップアップ保証率には上限がありません。運用実績によっては、何度でもステップアップする可能性があります。

ご注意ください

ご負担いただく主な費用 ▶P8

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.98%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1575%程度)をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して1.0%)をご負担いただきます。また、契約日から10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

主な投資リスクについて ▶P3

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その他ご留意いただきたい事項について

・運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)
・年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。解約返還金額は最低受取保証額を下回る場合があります。

ステップアップしないことがあります

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回ることはありません。

最低受取保証額のステップアップについて

■このパンフレットでの用語について

○最低受取保証額(運用実績連動保証金額)

死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。なお、運用期間が10年を超える場合の年金原資の最低保証額については、最低受取保証額に運用期間に応じた加算があります。

○ステップアップ保証率(運用実績連動保証率)

保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達するとその5%ごとの率に引き上げられます。(ステップアップします。)なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

運用期間満了時の年金原資額

ケース① 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合 **積立金額**

ケース② 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合 **最低受取保証額**

ケース③ 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合 **基本保険金額 (一時払保険料相当額)**

選択

年金受取

一括受取

運用期間満了時の年金原資額が受け取れます

特別勘定「世界アセット30型R」について

国内外の株式・債券に分散投資し、中長期的な成長をめざして運用します。

投資対象とする投資信託

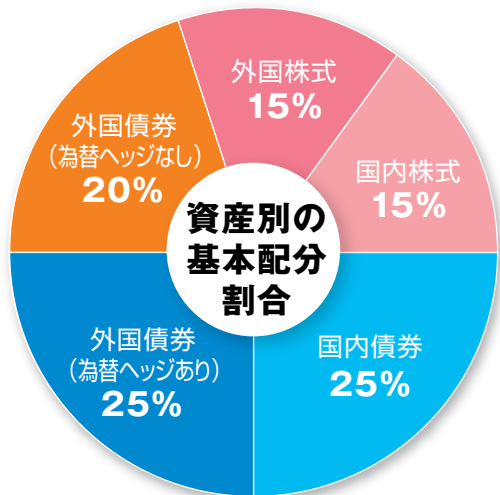


Table with 2 columns: Investment Trust Name, Asset Management Fee, Operator, Investment Policy. Details include CA World Balance Fund VAD3 and its management by Credit Agricole Asset Management.

本投資信託はファンド・オブ・ファンズで運用し、投資対象となる投資信託は以下のベンチマークと連動する投資成果をめざしたパッシブ運用を行います。

Table with 3 columns: Asset Class, Benchmark, and Substantive Investment Target Investment Trust Name. Lists benchmarks like MSCI Kokusai Index and TOPIX for various asset classes.

特別勘定とその投資リスクについて

- この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、解約返還金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- 特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

主な投資リスクについて

Table with 2 columns: Risk Type and Description. Lists risks such as Stock Price Fluctuation, Interest Rate Fluctuation, Currency Fluctuation, and Credit Risk.



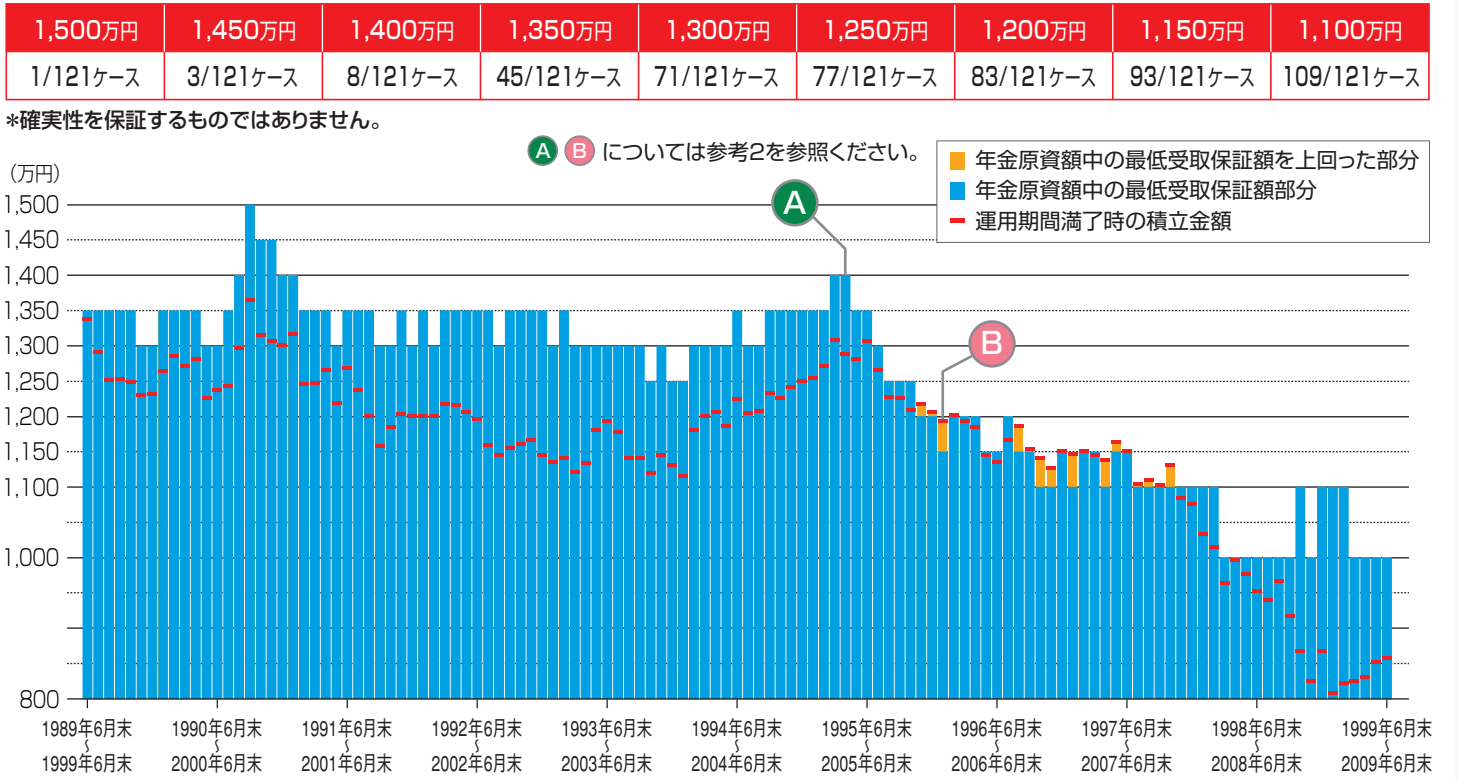
ご注意ください

当ページは過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

参考1 運用期間10年での運用シミュレーション（保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前）

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1,000万円を特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に基づき、1989年6月から1999年6月までの各月末に運用開始し、毎月末に特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。（ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとシミュレーションしています。）

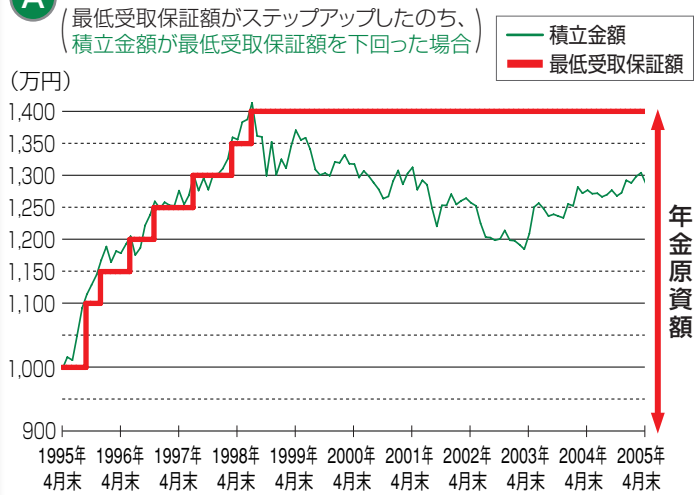
【最低受取保証額がそれぞれの金額にステップアップしたケース】



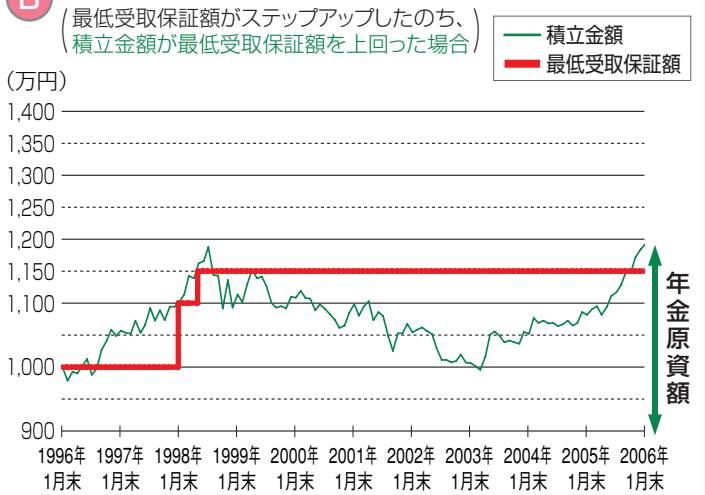
参考2 積立金額と最低受取保証額の推移シミュレーション（例）（保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前）

参考1のグラフにおいて、最低受取保証額がステップアップしたデータのうち、その後の積立金額の推移が異なる2つのデータについて抽出。（ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとシミュレーションしています。）

A 1995年4月末より10年間運用



B 1996年1月末より10年間運用



【参考指数】国内株式:東証株価指数（TOPIX、配当込み）、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス（円ベース、配当込み）、外国債券（為替ヘッジあり）:シティグループ世界国債インデックス（除く日本・円ヘッジ・円ベース）、外国債券（為替ヘッジなし）:シティグループ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

運用期間10年超の場合の年金原資保証金額のしくみ

契約時に定めた運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、最低受取保証額に、**運用期間に応じて基本保険金額（一時払保険料相当額）の1%～10%を加えた金額**になります。**運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証金額のいずれか大きい金額**となります。

年金原資保証金額

=

最低受取保証額

+

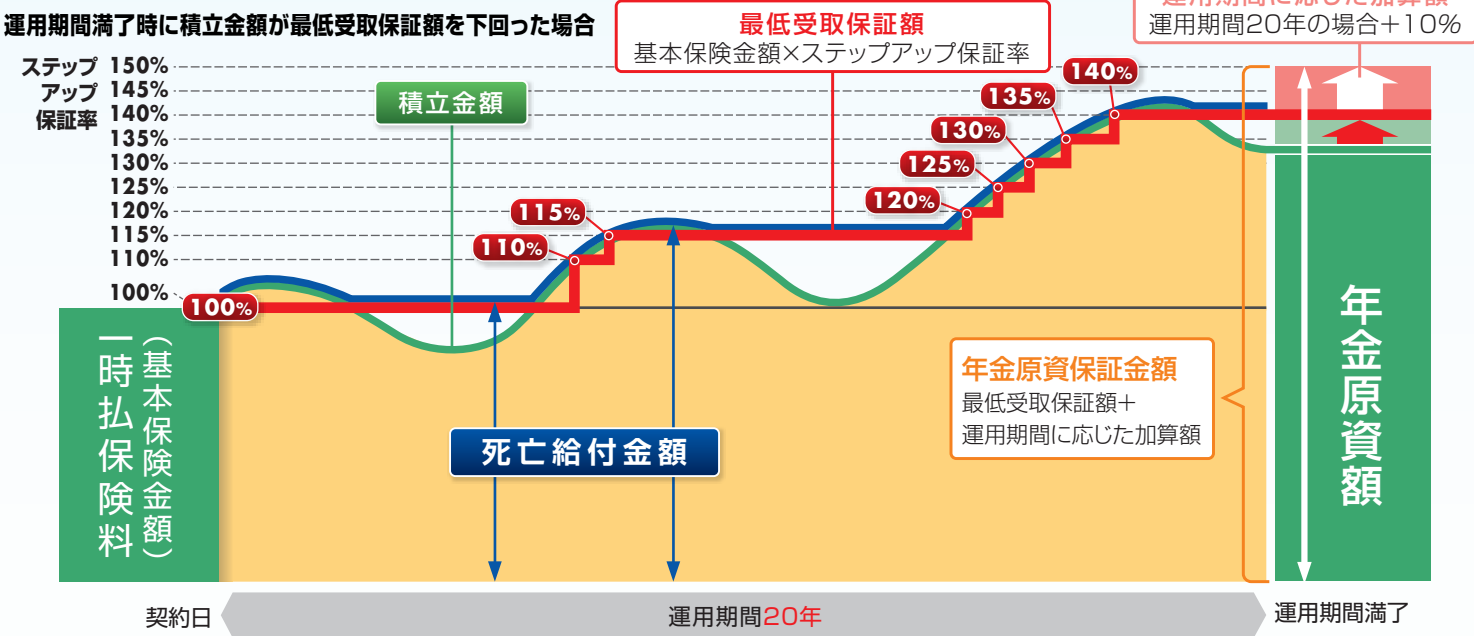
基本保険金額
(一時払保険料相当額)

×

運用期間に応じた
下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

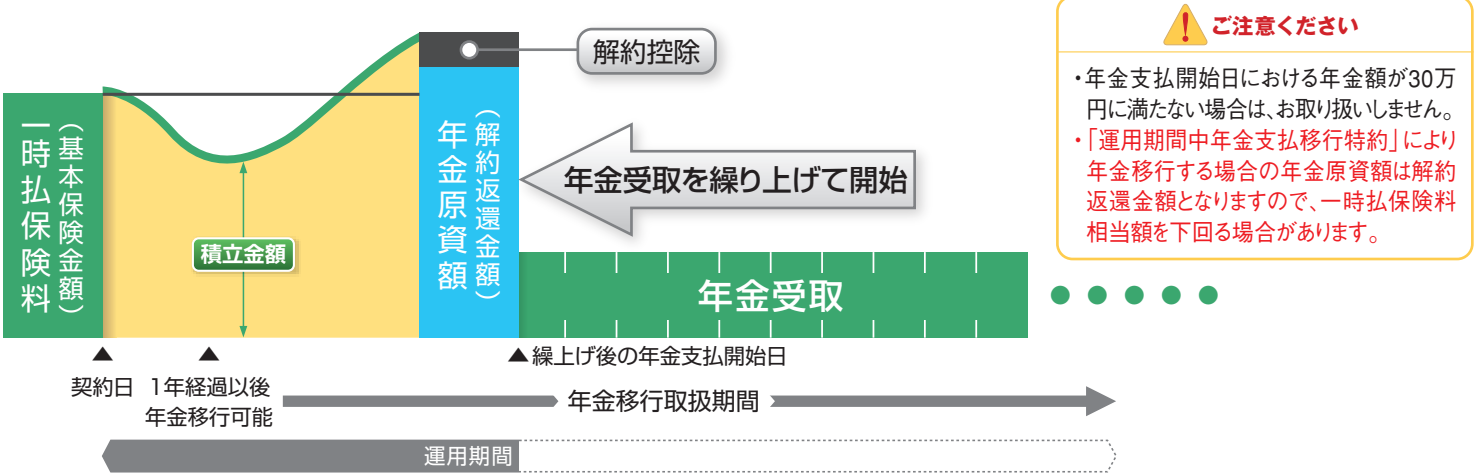
*運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。



運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額は最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金額の最低保証額は最低受取保証額となります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。また、**運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間が10年を超える契約の場合においても、年金原資が最低受取保証されるのは運用期間満了時のみとなります。したがって、例えば運用期間20年で契約し15年経過時に解約した場合には、最低受取保証額の最低保証はなく、また基本保険金額の5%の加算もありません。）**

運用期間中の年金移行のお取扱い（運用期間中年金支払移行特約）

契約日から1年経過以後であれば、ご契約者からのお申出により、いつでも年金受取を繰り上げて開始することができます。（「運用期間中年金支払移行特約」の付加）年金原資額は、その時点の解約返還金額となります。



ご注意ください

- 年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、お取り扱いしません。
- 「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。

運用期間満了時のお受取り

運用成果としての年金原資は、さまざまなお受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、**年金支払開始日前であれば変更することができます。（お受取方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。）**

ご注意ください

この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

年金受取※1

確定年金※2

一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、**3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）**から選択できます。

年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

死亡時保証金額付終身年金※3

被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額（死亡時保証金額）
＝年金原資額－年金受取総額

被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額（年金原資額－年金受取総額）をお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。

10年保証期間付終身年金※4

被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

*早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。

一括受取

一括受取（年金原資額の一部支払）

まとまった資金をお受け取りになれます。

*年金受取開始時に選択されている年金種類が確定年金の場合に取り扱います。

*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※1.年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、年金のお受取りにかえて、年金原資額をご契約者にお支払いします。

※2.確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）

※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には、この契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。

※4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

参考

年金原資額が1,000万円であった場合の年金額・年金受取総額の概算値

年金開始 年齢	確定年金				死亡時保証金額付終身年金		10年保証期間付終身年金	
	5年	10年	15年	20年	男性	女性	男性	女性
60歳	約202万円	約103万円	約71万円	約54万円	約36万円	約32万円	約42万円	約34万円
70歳	【約1,011万円】	【約1,039万円】	【約1,067万円】	【約1,096万円】	約44万円	約39万円	約55万円	約45万円

*金額は1万円未満切捨てにより表示しています。 *確定年金の[]内数値は年金受取総額です。

ご注意ください

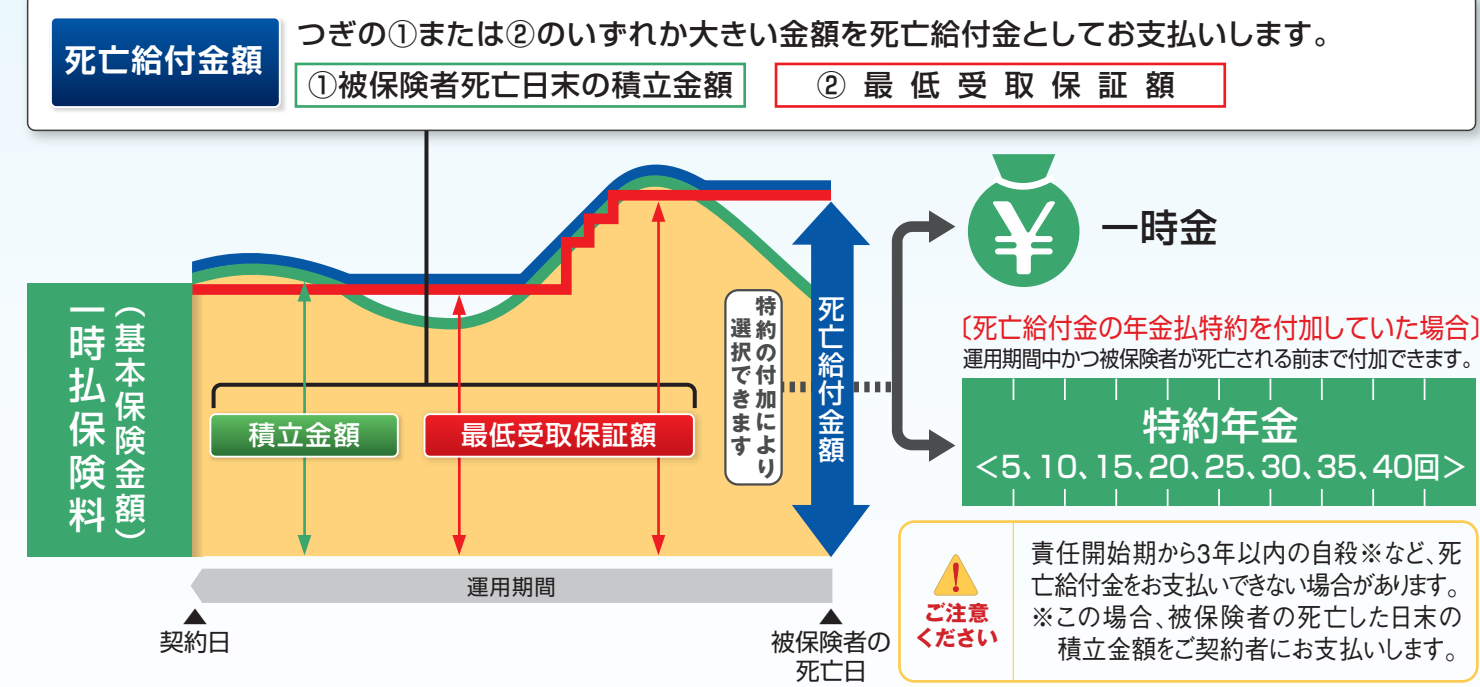
- 例示している金額は、2009年8月現在の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づき算出したものです。実際の年金額は受取開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。
- 上記年金額・年金受取総額は、受取年金額に対して1.0%の保険契約関係費（年金管理費）を控除した後の数値です。詳しくはP8をご覧ください。

万一の場合のお取扱い（死亡保障のしくみ）

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず最低受取保証額が死亡給付金として最低保証されるほか、資産をのこしたい人をあらかじめ指定しておけるなど、保険ならではの特徴があります。

運用期間中

被保険者が死亡された場合には、あらかじめ指定した死亡給付金受取人に死亡給付金が支払われます。



<死亡給付金の年金払特約のお取扱い>

死亡給付金の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただけます。支払事由が発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。

※この特約は、運用期間中かつ被保険者が死亡される前まで付加できます。支払事由発生後には付加できません。

※受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

※特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。

※特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。

※特約年金でのお受取りを複数の特約年金受取人でご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。

参考 生命保険を活用した3つの相続準備

遺産分割準備

死亡給付金受取人を指定することができます

あらかじめ指定した受取人が**固有の財産**として受け取ることができますので、遺産分割において遺言と同様の効果があります。

現金の確保

万一の場合の支出に備えることができます

相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定した受取人が、死亡給付金を「**現金**」で受け取ることができます。

相続財産評価

死亡保険金の非課税枠が適用できます

ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続人が受け取る死亡給付金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが**非課税**となります。(相続税法第12条)

死亡保険金の非課税枠＝500万円×法定相続人の数 (相続税法第12条)

⚠ ご注意ください

ここに記載の税制上のお取扱いは2009年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

年金受取開始後

- 年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます。(後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)
- 被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。※
 - 残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**未払年金現価の一括でのお受取り**
 - 残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**年金を継続してお受取り**※死亡時保証金額付終身年金には、このお取扱いはありません。死亡時保証期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時保証金額(年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額)を年金受取人にお支払いします。なお、死亡時保証金額には死亡保険金の非課税枠は適用されません。

費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

運用期間中

すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※1 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1575%程度※2 (税抜0.15%程度)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年8月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

※2 本投資信託は「ファンド・オブ・ファンズ」であるため本投資信託の信託報酬0.036855% (税抜0.0351%) とその投資対象であるほかの投資信託の信託報酬0.120645%程度 (税抜0.1149%程度) の合計となります。

■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時に積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

※解約返還金額(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様)は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額 = 解約日末の積立金額 - 解約日末の基本保険金額 × 解約控除率

年金受取期間中

項目	費用	時期
保険契約関係費 ※ (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年8月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

税務のお取扱いについて

ここに記載の税制上のお取扱いは2009年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。
*個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。
--------------	---

運用期間中

■ 解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※1）＋住民税	

■ 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※1）＋住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2

年金受取期間中

■ 一括受取（年金原資額の一時支払）時の課税
所得税（一時所得※1）＋住民税の対象となります。*ご契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■ 年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税（雑所得※4）＋住民税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税（雑所得※4）＋住民税

*ご契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

■ 死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税（一時所得※1）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税※3

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人）に支払われます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

（収入）（払込保険料）（50万円）

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されており、年金で受け取る場合には、年金受給権の評価額（相続税法第24条）が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

確定年金の場合、年金受取総額（年金額×残存期間）に 右表の割合を掛けた金額が課税上の評価額となります。	残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
	課税評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※3 受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠（相続税法第12条）が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

※4 雑所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得の課税対象額} = \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \frac{\text{既払込保険料合計（小数点第3位以下切上げ）}}{\text{年金の受取総額}} \times \text{死亡時保証金額付終身年金の場合：年金原資額または年金受取総額見込額のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合：年金受取総額見込額}$$

アフターサービスについて

ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
ハッピーになろう ダイイチフロンティア
0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①基準価額のご照会
- ②ご契約内容の変更のお手続き
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「**ご契約状況のお知らせ**」（年4回） *3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- 「**決算のお知らせ**」（年1回） *毎年7月下旬にご郵送します。
- 「**最低受取保証額ステップアップのお知らせ**」 *ステップアップ保証率が変更となった場合にご郵送します。

主なお取扱いについて

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年～20年から選択（年金受取開始年齢（＝契約年齢＋運用期間）の上限は90歳となります。）
契約年齢		0歳～80歳（ご契約日における被保険者の満年齢）
年金受取開始年齢	確定年金	10歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 （年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～90歳
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。（確定年金のみ）
年金支払開始日の変更		取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付		取り扱いません。